産業廃棄物処理施設設置等事前協議について

大分県内（大分市を除く）で、**他者の産業廃棄物を処理するための施設を設置するためには、**大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第５条に基づいて、事前に**所定の様式（条例施行規則第１号様式）により、大分県知事に協議を行った後、廃掃法の設置許可申請を行う必要があります。**

大まかな流れ

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の手続き

事前協議書の提出

他者の産業廃棄物を取り扱わず、廃棄物処理法の許可施設に該当しない場合は、事前協議書の提出は不要

↓

説明会の開催計画書の提出

↓

（関係住民への説明会実施）

説明会の開催範囲や開催方法が適当であるかを審査するので開催前に提出すること！

↓

説明会実施報告書の提出

↓

適合通知書の受理

↓

廃掃法の手続き（施設許可）

産廃処理施設設置許可申請書の提出

自社の廃棄物のみを取扱う場合であっても、廃棄物処理法施行令７条に規定された施設を設置する場合は施設許可が必要

↓

設置許可証の受理

他者の廃棄物を取扱う場合であっても、廃掃法施行令７条に規定された施設でなければ、施設許可は不要

↓

使用前検査の受検

↓

廃掃法の手続き（営業許可）

産業廃棄物処分業の許可申請

他者の産業廃棄物を取り扱わない場合は、産廃処分業の許可申請は不要

参考：産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要な廃棄物処理施設一覧

根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条

条項	施設の類型	処理能力等
第１号	汚泥の脱水施設	１日当たりの処理能力が 10㎥を超えるもの
第２号	汚泥の乾燥施設	（天日乾燥施設以外） １日当たりの処理能力が 10㎥を超えるもの
		（天日乾燥施設） １日当たりの処理能力が 100㎥を超えるもの
第３号	汚泥の焼却施設 （※ PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）	（イ）１日当たりの処理能力が 5㎥を超えるもの （ロ）１時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの （ハ）火格子面積が 2㎡以上のもの
第４号	廃油の油水分離施設	１日当たりの処理能力が 10㎥を超えるもの （※ 海洋汚染防止法の廃油処理施設を除く）
第５号	廃油の焼却施設	（イ）１日当たりの処理能力が 1㎥を超えるもの （ロ）１時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの （ハ）火格子面積が 2㎡以上のもの （※ 海洋汚染防止法の廃油処理施設を除く）
第６号	廃酸・廃アルカリの中和施設	１日当たりの処理能力が 50㎥を超えるもの
第７号	廃プラスチック類の破砕施設	１日当たりの処理能力が５トンを超えるもの
第８号	廃プラスチック類の焼却施設 （※ PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）	（イ）１日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの （ロ）火格子面積が 2㎡以上のもの
第８号の２	木くずの破砕施設 がれき類の破砕施設	１日当たりの処理能力が５トンを超えるもの
第９号	別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類(いわゆる有害物質)を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設が対象(裾切り要件なし)
第 10 号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
第 10 号の２	廃水銀等の硫化施設	
第 11 号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	

条項	施設の類型	処理能力等
第 11 号の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべての施設が対象(裾切り要件なし)
第 12 号	廃 PCB、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	
第 12 号の 2	廃 PCB(PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。)又は PCB 処理物の分解施設	
第 13 号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設・分離施設	
第 13 号の 2	産業廃棄物の焼却施設	(イ) 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの (ロ) 火格子面積が 2㎡以上のもの
第 14 号	産業廃棄物の最終処分場	すべての施設が対象(裾切り要件なし)

参考：産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要ではない施設の例

名称	施設の概要(例)	施設の具体例
破砕施設	(1) 木くず、廃プラスチック類、がれき類の破砕機のうち、1 日の処理能力が 5 トン以下のもの (2) 木くず、廃プラスチック類、がれき類以外の廃棄物の破砕機	金属くずの破砕施設
選別施設	ベルトコンベアー等で混合廃棄物を選別する施設	ベルトコンベアー＋廃棄物保管場所
圧縮･固化施設	廃プラスチック類や木くずを原料にして RPF 等を製造する施設	
圧縮･梱包施設	廃プラスチック類や紙くず等に圧力をかけて体積を減らし、梱包する施設	
減容施設	廃プラスチック類に熱や圧力を加えて、体積を減らす施設	発泡スチロールの減容施設
混合施設	ある目的をもって、廃棄物を一定の比率で混ぜ合わせる施設	
発酵施設(堆肥化施設)	動物のふん尿やバーク等を原料として、堆肥を製造する施設	
発酵施設(飼料化施設)	動植物性残さや食品廃液等を原料として、飼料を製造する施設	

産業廃棄物処理施設等設置事前協議必要書類一覧表

【必要資料一覧表：許可対象施設を設置する場合】

	必要書類の名称	備考	ﾁｪｯｸ欄
	産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第１号様式)		
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	カタログの写し等	
2	周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類・図面	最終処分場を設置する場合のみ必要	
3	処理工程図		
4	付近の見取図		
5	施設の設置・維持管理に要する資金の総額と、その資金の調達方法を記載した書類		
6	直前３年分の各事業年度の (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書	協議者が法人の場合 (※個人の場合は不要)	
8	法人の登記事項証明書		
7	資産に関する調書	協議者が個人の場合 (※法人の場合は不要)	
9	住民票の写し		
10	申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し		
11	当該産業廃棄物処理施設の敷地の使用権原を証する書類	・字図 ・土地の登記事項証明書 借地の場合は使用承諾書等	
12	産業廃棄物処理施設の周辺地域の利水状況、土地利用状況、公共施設等の状況を記載した書類	以下の状況を地図上に記載した書類 ・水道施設の水源の位置 ・農業用水路やため池の位置 ・住宅、学校、病院等の位置 ・周辺道路の使用状況等	
	産業廃棄物処理施設の設置に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査項目を記載した書類	どの項目について生活環境影響評価を行うかを記載 評価を行わない項目はその理由を記載 (※ 評価は許可申請時に実施)	
13	最終処分場にあっては、供用開始から埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書	最終処分場を設置する場合のみ必要	
14	その他、知事が必要と認める書類		

産業廃棄物処理施設等設置事前協議必要書類一覧表

【必要資料一覧表：許可対象施設以外の施設を設置する場合】

	必要書類の名称	備考	ﾁｪｯｸ欄
	産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第１号様式)		
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	カタログの写し等	
3	処理工程図		
4	付近の見取図		
5	施設の設置・維持管理に要する資金の総額と、その資金の調達方法を記載した書類		
8	法人の登記事項証明書	協議者が法人の場合 (※個人の場合は不要)	
9	住民票の写し	協議者が個人の場合 (※法人の場合は不要)	
10	申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し		
11	当該産業廃棄物処理施設の敷地の使用権原を証する書類	・字図 ・土地の登記事項証明書 借地の場合は使用承諾書等	
14	その他、知事が必要と認める書類		